

2022年6月14日

各位

株式会社バルクホールディングス 代表取締役社長兼CE0 石原紀彦 (コード番号: 2467 名証ネクスト市場) 問合せ先:取締役CF0 高橋恭一郎 電話番号: 03-4500-6500(代表)

募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ

当社は、2022年6月14日開催の取締役会において、有償ストック・オプションとして第10回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層当社取締役の当 社株式価値向上への意欲および士気を向上させることを目的として、会社法第236条、第238条 及び第240条の規定に基づき、当社取締役を割当先とする有償ストック・オプションとして、株 価コミットメント型の本新株予約権を発行いたします。

本新株予約権の割当予定先は当社代表取締役の石原氏、並びに当社取締役の松田氏及び高橋氏とし、行使価額は発行決議目前日の名証終値の104.14 %に相当する277円、行使期間は10年間となります。当社株式の名証終値の21連続取引日の平均値が一度でも本新株予約権の行使価額の40%を下回った場合に、残存するすべての本新株予約権の行使を義務付けるものであり、2021年7月12日付の有償ストック・オプションの発行に加え、現時点の株価水準等の条件での発行により、付与対象者の中長期的な株価へのコミットメントを改めて示し、当社株価下落に対する一定の責任を負うことで、株価変動リスクを既存株主の皆様と共有し、既存株主の皆様の利益に貢献することを目的としたスキームとなっております。

上記行使義務の発動水準を本新株予約権の行使価額の40%を下回った場合と設定した理由といたしましては、当社の過去の株価推移を考慮の上、地政学的リスクの高まり、インフレの長期化、金利上昇、景気減速などによる株式市場の低迷等、当社に起因しない予測不能な外部要因の存在を考慮した水準が、直近株価の概ね42%程度であると判断したためであります。

本新株予約権の行使より調達した資金の使途は行使期間が10年間であるため未定です。

なお、本新株予約権の割当予定先である各取締役は行使期間中の全量行使を義務付けた有償ストック・オプションである第8回新株予約権(発行数:5,262個(526,200株)、未行使数:4,122個(412,200株))の割当先であり、石原氏は本新株予約権と同様に株価下落時の強制行使を義務付けた株価コミットメント型有償ストック・オプションである第9回新株予約権(発行数:6,072個(607,200株)、未行使数:6,072個(607,200株))の割当先でもあります。

また、本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数は1,124,100株であり、当社の発行済株式総数11,881,800株を分母とする希薄化率は9.46%となる見込みです。これに同日発行の新株式の数(375,900株)、第11回新株予約権が全て行使された場合の交付株式数(1,000,000株)及び第12回新株予約権が全て行使された場合の交付株式数(400,000株)を合算した総株式数は

2,900,000株となり、当社の発行済株式総数11,881,800株を分母とする希薄化率は24.41%とな る見込みです。このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、当社取締役の経営・株価に 対するコミットメントをさらに強化することは、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向 上に資するものであり、希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことが できると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しま した。なお、石原氏の潜在株式を含めた当社株式保有数は、保有株式602,700株に第8回新株予 約権及び第9回新株予約権による潜在株式765,600株、本新株予約権による潜在株式814,100株 を加えると合計で2,182,400株となり、2022年3月31日現在の株主名簿を基準とした場合の保有 比率は筆頭株主を上回り、18.40%となります。石原氏はこれまでに第三者割当により取得した 当社株式462,700株の払込資金を借入資金により充当しておりますが、実際に行使する場合に必 要となる資金の手配について特に支障はない旨、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の行 使並びに本新株予約権の発行及び行使に係る資金421百万円は自己資金又は借入資金により充当 する旨について、石原氏より口頭で表明を得ており、同氏による第8回新株予約権及び第9回 新株予約権の行使並びに本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に係る払込みについ て、特段の問題がないものと判断しております。また、石原氏は、第三者割当により取得した 当社株式及び新株予約権の行使により取得した当社株式を原則として中長期保有する方針です が、保有株式の一部について、譲渡予約権の付与等により当社の執行役員や子会社の役員等へ のインセンティブとして利用することも検討しております。

なお、本件は本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであ り、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。ま た、本件は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受け が行われるものであります。

2. 発行要領

別紙のとおり

以上

別紙

株式会社バルクホールディングス第10回新株予約権(有償ストック・オプション)

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社バルクホールディングス第10回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

- 2. 本新株予約権の総数
 - 11,241 個とする。
- 3. 本新株予約権の割当ての対象者及び割り当てる新株予約権の数 当社の取締役 3名 1,124,100個
- 4. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの払込金額は、1円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、当該評価機関は、本新株予約権にかかる最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2022 年 6 月 14 日の前日の名古屋証券取引所における当社株価の終値 266 円/株、株価変動性78.57%、配当利回り 0%、無リスク利子率 0.265%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額 277 円/株、行使条件等)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

5. 本新株予約権の割当日

2022年6月30日(以下「割当日」という。)

6. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

2022年6月30日

- 7. 本新株予約権の内容
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - ① 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,124,100 株 (本新株予 約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100 株) とする。
 - ② 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率

- ③ 本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
 - ① 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。
 - ② 行使価額は、金277円とする。
- (3) 行使価格の調整
 - ① 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使 価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>分割(又は併合)の比率</u>

② 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は 自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並 びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、 調整による1円未満の端数は切り上げる。

> 上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社 普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の 処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」 を「1株当たりの処分金額」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株 当たりの時価」に読み替えるものとする。

- ③ 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割、株式交換、株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
- (4) 本新株予約権を行使することができる期間

2022 年 7 月 1 日から 2032 年 6 月 30 日までとする。但し、2032 年 6 月 30 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規 則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記① の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとす

る。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、下記第 8 号に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は対象となる新株予約権を発行価額と同額で取得することができる。

- (8) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値の連続する 21 日間の平均値が一度でも行使価額に 40%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、 特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その 他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (b) その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる 行為をなした場合
 - ② 本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株 予約権を承継することができない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総 数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (9) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合 にはこれを切り捨てるものとする。
- (10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記第1号に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記第3号で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記第 4 号に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記第 4 号に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記第5号に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- ⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記第8号に準じて決定する。
- 新株予約権の取得事由及び条件 上記第7号に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (11) 新株予約証券の不発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

8. 行使請求受付場所

株式会社バルクホールディングス コーポレートサービス部又はその時々における当該業務担当部署

9. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 浅草橋支店

10. その他

その他本新株予約権発行に関する必要な事項の決定は、当社取締役会に一任する。

以上